

欧州統一特許制度に関する研究:国際私法の観点から^(*)

在外研究員 山口敦子

欧州では、現在、統一特許保護を確立するために、2012年12月に合意に達した、いわゆる「パテント・パッケージ」に基づき、統一特許(European patent with unitary effect)及び統一特許裁判所(Unified Patent Court, UPC)の創設準備を進めている。これらは我が国の企業や個人も利用することができ、その利用に当たっては、欧州においても、我が国においても、国際私法が関係する。しかしながら、UPCで適用される国際私法、及び、統一特許に関する訴えやUPCが下した判決が我が国の国際私法でどのように扱われるかということについて、未だ十分に明らかにされていない。そこで、この研究では、近い将来に運用が開始される統一特許保護の下で関係する国際私法分野のルールを考察する。具体的には、UPCの国際裁判管轄・権限に関するルール、及び、準拠法ルールを考察し、その上で、我が国の裁判所に提起される統一特許に関する訴えの国際裁判管轄、準拠法、及び、UPC判決の我が国での承認・執行について検討する。

I. はじめに

2012年12月、EUでは、いわゆる「パテント・パッケージ」が採択された。パテント・パッケージとは、統一特許保護の創設分野における強化された協力を実施する二つのEU規則と一つの国際条約から構成される。具体的には、「統一特許保護の創設分野における強化された協力を実施する2012年12月17日の欧州議会及び理事会規則(EU)No. 1257/2012」(以下、統一特許規則)¹、「統一特許保護の創設分野における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに關する2012年12月17日の理事会規則(EU)No. 1260/2012」(以下、適用翻訳言語規則)²、「統一特許裁判所に関する協定」(以下、UPC協定)³である。これらに基づき、現在、「欧州単一効特許(European patent with unitary effect)」(以下、統一特許)と「統一特許裁判所(Unified Patent Court)」(以下、UPC)の設立準備が進められている。

統一特許とは、統一特許規則の効力により、統一特許保護の創設分野における強化された協力に参加するEU構成国で、単一効から利益を享受する欧州特許のことを言う⁴。UPCとは、欧州特許、統一特許に関する紛争の解決のために、UPC協定に加盟するEU構成国(以下、締約構成国)⁵の共通裁判所として、UPC協定により設立される裁判所のことを言う⁶。

この統一特許とUPCは我が国の企業や個人も利用することができ、その利用に当たっては、欧州においても、我が国においても、常に国際私法が関係する。しかしながら、UPCで適用される国際私法、及び、我が国の裁判所に提起される統一特許に関する訴えやUPCが下した判決(以下、UPC判決)が我が国の国際私法でどのように扱われるかということについて、十分に明らかにされていない。そこで、この研究では、欧州の統一特許保護の下で関係する国際私法分野のルールを考察する。具体的には、移行期間中のUPCと締約構成国の国内

裁判所の国際裁判管轄と権限(第二章)、UPCで適用される法、特に統一特許の準拠法ルール(第三章)を考察し、その上で、日本の裁判所に提起される統一特許に関する訴えの国際裁判管轄と準拠法、及び、UPC判決の我が国での承認・執行について検討する(第四章)。

II. 国際裁判管轄と権限:移行期間中のUPCと締約構成国の国内裁判所

本章では、移行期間中のUPCと締約構成国の国内裁判所の国際裁判管轄と権限について考察する。

1. UPCと締約構成国の国内裁判所間の権限の配分

UPCは、「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認・執行に關する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則(EU)No. 1215/2012(recast)」(以下、ブリュッセルI規則)⁷に従い、UPC協定が規律する問題につき、締約構成国の裁判所が裁判管轄を有するとき、UPCが国際裁判管轄を有する⁸。そして、UPCは、UPC協定32条1項にある統一特許、欧州特許、補完的保護証明書に關する訴訟について、専属的権限を有する。

他方、締約構成国の国内裁判所も、国際裁判管轄があることを前提に⁹、UPCが専属的権限を有さない訴訟について、裁判をする権限を有する¹⁰。この権限に關しては、上述のUPCの専属的権限に關する同協定32条のほか、83条1項(移行期間中のUPCと締約構成国の国内裁判所との権限の共有)や同条3項(UPCの専属的権限からのオプト・アウト)も関係する。よって、これらの規定も考慮すると、裁判をする権限は、UPCと締約構成国の国内裁判所の間で、次のように配分されよう¹¹。

(*) これは特許庁委託平成26年度産業財産権研究推進事業(平成26~28年度)報告書の要約である。
(**) 平成27年4月14日~平成28年3月11日までの間、マックス・プランク・イノベーション競争研究所に派遣。

UPC協定32条1項に該当する訴訟【表1】

	統一特許	欧州特許、補完的保護証明書	
		オプト・イン	オプト・アウト
移行期間中	UPC	※ 83条1項の広い解釈: UPC、国内裁判所	国内裁判所
		※ 83条1項の狭い解釈: 32条1項(a)(d)号→UPC、国内裁判所 その他→UPC	
移行期間後	UPC	UPC	国内裁判所 (特許の存続期間)

UPC協定32条1項に該当しない訴訟【表2】

	統一特許	欧州特許、補完的保護証明書	
		オプト・イン	オプト・アウト
移行期間中 移行期間後	国内裁判所	国内裁判所	

2. UPCと締約構成国の国内裁判所に係属する 手続:国際訴訟競合を中心に

表1の※のとおり、欧州特許がオプト・アウトされていない限り、移行期間中、UPCと締約構成国の国内裁判所との間で、手続が並行することが起こり得る。しかしながら、司法の調和という利益のためには、手続が並存する可能性を最小化し、異なるEU構成国で矛盾する判決が下されないよう保証する必要がある¹²。そのため、異なるEU構成国での手続の並存を解決するためのルールが、ブリュッセル I 規則に規定されている(29条以下)。そして、移行期間中、UPCと締約構成国の国内裁判所の両方に手続が提起された場合も、同規則71c条2項により、そのルール(同29～32条)が適用される。

29条によると、同一の当事者間の同一の訴訟原因を有する手続が異なるEU構成国の裁判所で並行する際(国際訴訟競合)、先に訴えを係属した以外のEU構成国の裁判所は手続を職権で停止したり、裁判管轄を否定したりしなければならない。他方、関連訴訟が異なるEU構成国で係属する場合、先に訴えを係属した裁判所以外のEU構成国の裁判所は、

30条により、手続を停止したり、若しくは、ある状況においては裁判管轄を否定したりすることができる。

それでは、どのような場合に、UPCと締約構成国の国内裁判所に係属した手続が国際訴訟競合、関連訴訟に当たるのか。ここでは、より厳格に適用される29条(国際訴訟競合)の解釈に焦点を当てる。

29条は、異なるEU構成国の裁判所に係属している訴訟が、①同一の当事者、②同一の訴訟の目的、③同一の訴訟の原因(②③を合わせて同一の訴訟原因)を有する場合に適用される¹³。つまり、UPCと締約構成国の国内裁判所に係属する訴訟の観点から新たに検討が必要なのは、どのような場合に②③を合わせた「同一の訴訟原因」を満たすかということになる。これに関して、少なくとも、(A)両訴訟で問題となっているのが同一のオプト・アウトされていない欧州特許でかつ指定国が一致し、(B)両訴訟がそれぞれUPC協定32条1項の訴訟に該当し、かつ、(C)両訴訟が(a)同じタイプの訴訟であるか、若しくは、(b)以下の表の組み合わせ(ただし、欧州特許に関する訴訟のみ言及)の場合に、両訴訟は同一の訴訟原因を有すると言い得るのではないかと思案する。

		UPC	締約構成国の国内裁判所
(あ)	(ア)	侵害不存在確認訴訟	侵害訴訟
	(イ)	侵害訴訟	侵害不存在確認訴訟
(い)	(ウ)	取消の反訴	取消訴訟
	(エ)	取消訴訟	取消の反訴

(注) UPC協定83条1項の「欧州特許の侵害訴訟又は取消訴訟」を同協定32条1項(a)(d)号の訴訟に制限せず、32条1項にある全ての欧州特許訴訟と解する場合(【表1】83条1項の広い解釈)、(イ)(エ)の組合せがあり得よう。

まず、(A)について、並行する手続が異なる国の知的財産権の保護に関する場合、これらの手続に同一の訴訟原因がないのは明らかである¹⁴。つまり、欧州特許は、それが付与されるや否や国内特許の束となり、これらは異なる権利として解されることから¹⁵、両裁判所に係属する訴訟で問題となっているのが同一の欧州特許であっても、指定国が一致しないという場合、同一の訴訟原因はないということになる¹⁶。よって、この要素が必要になる。

次に、(B)に関して、UPCは、UPC協定32条1項にない訴訟を扱わないと解され得ることから、その場合、これらの訴訟に関して、UPCと締約構成国の国内裁判所との間で訴訟競合が生じることはない。よって、この要素も不可欠である。

(C) (a) 両裁判所に係属する訴訟の類型が同じ場合、当然、同一の訴訟原因を有すると考えられる。(b) 両裁判所に係属する訴訟の類型が異なる場合でも、(あ)侵害訴訟と侵害不存在確認訴訟については、欧州司法裁判所判決により¹⁷、同一の訴訟原因があると解釈することができる¹⁸。(い) UPCと締約構成国の国内裁判所に係属した取消訴訟と取消の反訴についても、特許の取消しという点で、同一の目的を有し、よって、同一の訴訟原因があると言えよう¹⁹。このため、(あ)(い)も妥当な要素であると思える²⁰。

ブリュッセル I 規則29条の解釈に関する私見は以上のとおりである。

最後に、並行する手続が国際訴訟競合(29条)や関連訴訟(30条)に当たるということは、後に訴えを係属した裁判所が手続を停止したり、裁判管轄を否定したりするという可能性があるということの意味する。つまり、UPCと締約構成国の裁判所間でも、法廷地漁りや訴訟の遅延が生じ得よう。したがって、移行期間中のオプト・アウトされていない欧州特許に関しては、訴えを提起することのできる裁判所の選択肢が多い分、訴訟戦略が特に重要になると言えよう。

Ⅲ. UPCで適用される法: 統一特許の準拠法ルールを中心に

本章では、UPCで適用される法、特に統一特許の準拠法ルールを考察する。

UPCは、EU法の全体を適用しなければならず、またその首位性を尊重しなければならない(UPC協定20条)。その上で、UPCは、同裁判所に提起された訴訟の審理をする際、(a)EU法、(b)UPC協定、(c)欧州特許条約(以下、EPC)、(d)特許に適用可能で、かつ、全ての締約構成国を拘束する他の国際協定、(e)国内法が適用される(同24条1項)。この法源の列挙にはヒエラルキーがあると広く解されており、これにより、高位にある法源が答えを有さない場合に限り、次の法源の一つが適用されると言われている²¹。最後の(e)国内法

については、これを決定するために参照すべき国際私法について、24条2項に規定がある。以下では、国際私法の中でも、新たな視点での考察が必要な統一特許の準拠法ルール、すなわち、統一特許規則5条3項と7条、及び、「契約外債務の準拠法に関する2007年7月11日の欧州議会及び理事会規則(EC)864/2007」(以下、ローマ II 規則)228条について考察する。

1. 統一特許自体の問題の準拠法

統一特許規則5条3項は、5条1項で言及されている統一特許が与える保護に違反する行為と適用可能な制限(以下、行為と制限)の準拠法ルールである。もともと、5条3項の準拠法は7条を参照して決定することになるが、ここで重要なのは、この準拠法は必ず、単一効の登録時にUPC協定が発効している参加構成国の法であるということ²³、そして、5条3項の行為と制限については、UPC協定25条以下にその実質規定が定められているということである。つまり、この問題は、統一特許規則5条3項(7条参照)に従い国内法(準拠法)が決定されるが、適用されるのは、その国で効力を有しているUPC協定の25条以下の実質規定ということになる²⁴。

次に、統一特許規則7条は、財産の目的としての統一特許の準拠法ルールとして理解されている²⁵。それでは、本条の「財産の目的としての統一特許」とは何を指すのか。この解釈に関して、「財産の目的としての共同体特許」と題する定めがあった、かつての共同体特許規則案²⁶を参考にすることができよう。これによると、財産の目的としての統一特許の問題とは、少なくとも、移転、対物的権利、強制執行、契約による実施許諾、権利の実施許諾、第三者に対する効力の問題が含まれるのではないと思われる。これらの問題について、統一特許規則等にも関係する規定が幾つかあるが²⁷、それらは包括的な規定ではない。例えば、この特許の移転に関して言及する同規則3条2項は、その移転は書面でなされなければならないのかどうかは規定していない。よって、そのような問題を、統一特許規則7条で定まる準拠国内法が規律するということになる。

2. 統一特許侵害から生じる契約外債務の準拠法

知的財産権侵害から生じる契約外債務の準拠法ルールが、ローマ II 規則に定められている。ローマ II 規則は、知的財産権の侵害に関して、普遍的に認められている「保護国法」原則を維持し²⁸、このため、同規則8条1項は、その侵害から生じる契約外債務の準拠法を、「その国について保護が主張される国の法」とする。もともと、問題となっている知的財産権が「統一共同体知的財産権」である場合は1項ではなく、

同条2項の「侵害行為がなされた国の法」が適用される。

それでは、統一特許は「統一共同体知的財産権」に当たるのか。これに関して、統一特許の土台となる欧州特許はEPCにより付与されるものの、単一効は統一特許規則(すなわち、EU規則)により付与されることから、統一特許はこれに該当すると解釈する余地はあるのではないかと思考する。よって、この解釈によるならば、8条2項の適用はあり得よう。

もともと、「関係する共同体法律文書」(統一特許の場合、統一特許規則や適用翻訳言語規則がこれに当たろう)が規律する問題に、8条2項は適用されない。つまり、例えば、統一特許侵害の成立は、前節で述べた「行為と制限」の問題と表裏一体の関係にあり、これに関しては、統一特許規則5条3項が規律する。したがって、統一特許侵害の成立は、ローマII規則ではなく、統一特許規則(5条3項)が規律すると解されよう²⁹。なお、UPC協定は「関係する共同体法律文書」に当たらないが、UPC協定24条1項により、ローマII規則8条2項に従い決定される国内法よりも優先的に適用されるであろう³⁰。

以上をまとめると、UPC協定24条1項(a)～(d)号の法源によるべき規定がなく、また、統一特許規則5条3項、7条も適用されない場合に、ローマII規則8条2項の侵害行為地国法が適用されると解されよう³¹。

IV. 考察:我が国の国際私法の観点から

本章では、我が国の裁判所に提起される統一特許に関する訴えの国際裁判管轄、準拠法、及び、UPC判決の我が国での承認・執行について考察する。

1. 国際裁判管轄

まず、国際裁判管轄について、我が国の財産関係事件一般に関する国際裁判管轄ルールは、民事訴訟法(以下、民訴法)3条の2以下に定められている。統一特許は、外国で設定の登録がされた知的財産権(以下、外国登録知的財産権)と言える。よって、統一特許に関する訴えにつき、我が国の裁判所に国際裁判管轄があるか否かという問題は、従来の外国登録知的財産権に関する訴えと同じように考えればよいということになる。したがって、統一特許の登録、存否又は効力に関する訴えについては、我が国の裁判所に国際裁判管轄は認められないであろう。しかし、その他の訴え(例えば、統一特許の侵害に係る訴え、同特許のライセンス契約の履行請求を目的とする訴え)については、民訴法3条の2以下に基づき、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められるということはあり得るのではないと思われる。

2. 準拠法

次に、統一特許の譲渡・ライセンス契約、及び、侵害の準拠法ルールを検討する。なお、法の適用に関する通則法(以下、通則法)に、知的財産権関係のための明文の準拠法ルールはない。

まず、統一特許の譲渡・ライセンス契約について、従来の通説によるならば、統一特許の譲渡・ライセンスの原因となる債権行為の準拠法は、通則法7条以下に従い決定され、同特許の物権類似の支配関係については、保護国法(登録国法)が適用されるということになる。前者の問題の準拠法については、従来の特許と同様に解釈すればよいのに対し、後者の問題の準拠法である統一特許の登録国法については、その解釈につき、検討を要しよう。これに関して、二つの案を提案したい。一つは、単一効の登録業務は欧州特許庁(以下、EPO)が担うことから³²、EPOの本部があるドイツを登録国と解するという案で、もう一つは、判決の国際的調和を重視し、統一特許自体の問題についてUPCで適用されると解される統一特許規則5条3項及び7条を参考に、これにより導かれる国を登録国として擬制するという案である。

次に、特許権侵害に関して、これに基づく差止め等及び損害賠償の請求の準拠法については、カードリーダー事件最高裁判決³³がある。この判決によるならば、統一特許の侵害に基づく差止請求は統一特許の効力の問題と法性決定され、その準拠法は条理により登録国法ということになる。しかし、統一特許の登録国法は、上述のいずれの解釈によるとしても、常に外国法となる。このため、上記判決によるならば、その外国法を適用して請求を認めることは属地主義の原則を採用する我が国の公序に反することになり、よって、通則法42条の公序則により、その外国法は適用されず、差止請求は認められないということになる。

他方、統一特許侵害に基づく損害賠償請求は、不法行為と法性決定され、その準拠法は通則法17条～22条に従って決定されるということになる。17条によると、準拠法は原則、加害行為の結果が発生した地の法(以下、結果発生地法)、ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法(以下、加害行為地法)となる。

その結果発生地について、特許権などの登録によって付与される権利に対する侵害行為の場合、それは登録国であると解されている³⁴。統一特許においても、結果発生地を登録国と解することは一つの選択肢としてあり得るかもしれない。なぜなら、例えば登録国の解釈につき統一特許規則5条3項を参照するという立場を採る場合、UPCで適用される準拠法と一致することから、国際的な判決の調和という点で、この準拠法の妥当性を言い得るからである³⁵。

反対に、統一特許の単一効は複数のEU構成国に及ぶため、登録国以外の国でも同特許に対する侵害行為の結果が発生し得ることから、結果発生地を登録国と解するのは妥当でないと考えることもできよう。この場合、結果発生地を特定することはできず、ひとまず、17条但書で加害行為地法を準拠法とするという解釈も考えられよう。

最後に、カードリーダー事件最高裁判決により、特許権侵害に基づく損害賠償請求を不法行為と法性決定する以上、通則法20条(明らかにより密接な関係がある地がある場合の例外)や21条(当事者による準拠法の変更)が適用される可能性がある。また、準拠法が外国法となるとき、22条により、日本法が累積的に適用されるであろう。

3. 判決の承認・執行

我が国での外国判決の承認・執行は民訴法118条、民事執行法24条が規律し、UPC判決もこれに従うことになる。すなわち、UPC判決が我が国で承認・執行されるためには、民訴法118条の五つの要件(外国裁判所の確定判決、間接管轄、送達、公序、相互の保証)を全て満たさなければならないということになる。これらの要件の具備の判断は判決ごとになされることから、当然、承認・執行され得る判決もあれば、そうでない判決もあろう。しかし、UPC判決の場合、民訴法118条4号の「相互の保証」要件の解釈が特に重要となろう。なぜなら、この要件は、判決国が定める外国判決承認・執行制度と我が国が定める同制度を比較して、相互性が認められる場合、当該判決国と我が国との間に相互の保証があるということになるが、UPCは25か国の共通裁判所であることから、「判決国」をどう解釈するかで、UPC判決がこの要件を具備するか否かが相違し、また、場合によっては、全UPC判決が我が国で承認・執行され得ないということも起こり得るからである。

もともと、相互の保証の有無は運・不運であり、手続法的には合理性を欠くと言える³⁶。そのため、相互の保証要件のみを欠き、同判決が我が国で承認・執行され得ないという状況は可能な限り回避する、つまり、なるべくこの要件が満たされるように解釈をすることが妥当であるように思われる。そこで、考えられるのが、実際に判決を下した第一審裁判所の所在地国を判決国と擬制するという解釈である。これによると、相互の保証要件を満たさないUPC判決が一部生じ得るが³⁷、全UPC判決がこの要件を満たさないという状況は回避することができる。したがって、この解釈によるならば、その他の承認・執行要件も具備する限り、UPC判決が我が国で承認・執行される可能性はあると言えよう。

V. おわりに

最後に、以上の考察を、統一特許及び締約構成国の欧州特許(以下、統一特許等)に関する訴えについて、欧州若しくは我が国のいずれの裁判所に提起すればよいかという観点からまとめてみたい。

まず、統一特許等の登録又は効力に関する訴えについては、我が国の裁判所に国際裁判管轄は認められないため、UPC又は締約構成国の国内裁判所(以下、UPC等)に訴えを提起する必要がある³⁸。

統一特許等の侵害に基づく差止請求については、我が国に国際裁判管轄が認められる可能性はある。しかしながら、この請求は、カードリーダー事件最高裁判決により、準拠法の適用段階で、我が国では認められないであろう。よって、差止請求に関しても、UPC等に訴えを提起する必要がある³⁹。

統一特許等の侵害に基づく損害賠償請求に関しては、被疑侵害者の財産が我が国にはなく、EU構成国内にあるという場合、判決の執行も見据えて、国際裁判管轄ルールに従いつつ、UPC等に提起するのがより良いであろう⁴⁰。反対に、被疑侵害者の財産が我が国にあるのであれば、UPCが下した判決が我が国で承認・執行され得ないという可能性もあることから、民訴法に従いつつ、我が国の裁判所に訴えを提起するのが望ましいと思われる。この請求も、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる可能性はあろう。準拠法に関しては、上述のカードリーダー事件最高裁判決により、不法行為に関する通則法17条以下が適用されることになる。

最後に、統一特許等の契約に関する訴えについて、UPCは専属的権限を有さないことから⁴¹、締約構成国やその他の国(我が国を含む)の裁判所に訴えを提起するということになる。

以上が、統一特許保護の下で関係する国際私法分野のルールと、我が国の国際私法の観点からの考察の結果である。今後も、情報を収集し、再考を重ね、この研究をより深化・精緻化させていきたい。

¹ Regulation (EU) No 1257/2012 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection, OJ L 361, 31.12.2012, p. 1.

² Council Regulation (EU) No 1260/2012 of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangements, OJ L 361, 31.12.2012, p. 89.

³ Agreement on a Unified Patent Court, OJ C 175, 20.6.2013, p. 1.

⁴ 統一特許規則2条(c)号。

⁵ UPC協定2条(c)号。

⁶ UPC協定1条。

⁷ Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast), OJ L 351, 20.12.2012, p. 1.

⁸ UPC協定31条、ブリュッセル I 規則71b条。

⁹ 国内裁判所の国際裁判管轄については、ブリュッセル I 規則及び各国国内法が適用される(同規則6条1項参照)。

- ¹⁰ UPC協定32条2項。
- ¹¹ UPC協定83条1、3項の解釈については、UPCのホームページにあるFAQの回答（拘束力はない）も参考にした。Available at <https://www.unified-patent-court.org/faq/opt-out> (accessed 28 February 2016).
- ¹² ブリュッセル I 規則Recital 21。
- ¹³ Andrew Dickinson and Eva Lein eds., *The Brussels I Regulation Recast*, (Oxford University Press, 2015), p. 326.
- ¹⁴ See Toshiyuki Kono ed., *Intellectual Property and Private International Law: Comparative Perspectives*, (Hart Publishing, 2012), p. 101 [Toshiyuki Kono and Paulius Jurčy].
- ¹⁵ See the Opinion of AG Léger in Case C-539/03 Roche Nederland BV and Others v Frederick Primus and Milton Goldenberg, para 23. See also, James J. Fawcett and Paul Torremans eds., *Intellectual Property and Private International Law*, (Oxford University Press, 2nd ed., 2011), p. 194.
- ¹⁶ ただし、以下の見解も参照されたい。See Justine Pila and Christopher Wadlow eds., *The Unitary EU Patent System*, (Hart Publishing, 2015), p. 176 [Paul LC Torremans].
- ¹⁷ Case C-406/92, Taty v. Maciej Rataj [1994] ECR I-5439 para. 45. See Fawcett and Torremans, *supra* note 15, p. 196; Torremans, *supra* note 16, p. 176.
- ¹⁸ Torremans, *ibid.*, pp. 176-177. See also, Stefan Luginbuehl and Dieter Stauder, “Application of Revised Rules on Jurisdiction under Brussels I Regulation to patent lawsuits,” *JIPLP*, 2015, Vol. 10, No. 2, p. 143.
- ¹⁹ 通常、上述の②と③に関連性はないが、二つの訴訟に②があるのであれば、それらの訴訟には③もあると解されている。See Ulrich Magnus and Peter Mankowski eds., *European Commentaries on Private International Law: Brussels Ibis Regulation*, (ottoschmidt, 2016), p. 732 [Richard Fentiman].
- ²⁰ なお、侵害訴訟と取消訴訟という組み合わせについては、同規則30条の適用があり得るかもしれない。
- ²¹ See Hoffmann Eitle, *The EU Patent Package Handbook: A Practitioner’s Guide*, (CreateSpace Independent Publishing Platform, 2014), p. 117 [Niels Hölder].
- ²² Regulation (EC) No 864/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), OJ L 199, 31.7.2007, p. 40.
- ²³ 統一特許規則2条(a)号、7条、18条2項参照。
- ²⁴ See Winfried Tilmann, “The compromise on the uniform protection for EU patents,” *JIPLP*, 2013, Vol. 8, No.1, pp. 80-81; Pieter Callens and Sam Granata, *Introduction to the Unitary Patent and the Unified Patent Court: The (Draft) Rules of Procedure of the Unified Patent Court*, (Kluwer Law International, 2013), p. 29; Hölder, *supra* note 21, p. 120.
- ²⁵ See Hölder, *supra* note 21, pp. 119-120; Callens and Granata, *supra* note 24, pp. 31-33; Tilman Müller-Stoy and Florian Paschold, “European patent with unitary effect as a property right,” *JIPLP*, 2014, Vol. 9, No. 10, pp. 850-851.
- ²⁶ Proposal for a Council Regulation on the Community patent, OJ C 337 E, 28.11.2000, p.278.
- ²⁷ 例えば、統一特許規則3条2項(移転、契約による実施許諾)、8条(権利の実施許諾)、Recital 10(強制実施権の付与。ただし、Recital条項に拘束力なし)、「倒産手続に関する2015年5月20日の欧州議会及び理事会規則(EU) 2015/848(Regulation (EU) 2015/848 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on insolvency proceedings, OJ L 141, 5.6.2015, p. 19)」(破産又は類似の手続)がある。
- ²⁸ ローマII規則Recital 26。
- ²⁹ See Case C-146/13, Spain v Parliament and Council, para 47.
- ³⁰ 前掲注21参照。
- ³¹ この準拠法の適用範囲についてはローマII規則15条を参照。
- ³² 統一特許規則9条。
- ³³ 最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁。
- ³⁴ 松岡博『国際関係私法入門』(有斐閣、第3版、2012年)123頁[高杉直]、木棚照一『国際知的財産法』(日本評論社、2009年)251、328頁参照。
- ³⁵ ただし、この準拠法の適用範囲には注意を要しよう。
- ³⁶ 谷口安平、井上治典編『新・判例コンメンタール民事訴訟法3 裁判』(三省堂、1994年)244頁[渡辺惺之]参照。
- ³⁷ 北欧・バルト諸国の地域部(ストックホルム)が下した判決は、スウェーデンと我が国との間に相互の保証がないため、我が国では承認・執行され得ないであろう。
- ³⁸ UPCと締約構成国の国内裁判所の国際裁判管轄及び権限の配分については、第II章1を参照。
- ³⁹ 同上。
- ⁴⁰ 同上。
- ⁴¹ ただし、UPC協定32条1項(a)号参照。